

広島県告示第二百二十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定によって、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木局土木整備部土木整備管理課及び広島県広島地域事務所建設局において、平成二十一年三月二十六日までの間、縦覧に供する。

平成二十一年三月十二日

広島県知事 藤 田 雄 山

路線名	供用を開始する区間	供用を開始する日
県道瀬野呉線	安芸郡熊野町字南鶴ヶ沢六三七九番二地先から 安芸郡熊野町字南鶴ヶ沢六三四九番三地先まで	平成二十一年三月十二日